

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和 6 年 11 月 14 日（木）から 12 月 13 日（金）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和 6 年 11 月 14 日（木）～令和 6 年 12 月 13 日（金）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	延べ意見数
19	0	19	31

※ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

対象事項	意見数
施行規則第 21 条の 9	14
施行規則第 21 条の 10 及び様式 28 関係	0
施行規則様式第 22 から第 27 まで	5
その他マイクロチップに関するご意見	12

4. 寄せられた意見の概要及び意見に対する回答

別紙参照。

別紙			
	意見の概要	意見に対する回答	意見数
1	規則案 3 ページ 7 から 9 行目の「であって、法第三十九条の七第一項又は第三項の旧所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは」という文言を削除し、<u>特例通知に参加していない自治体にも転居の通知を行う運用に改めるべき</u>でである。 転居通知を正しく行うことで、以下のような利点が得られる。 （１）転居元に残り続ける原簿が正しく削除されることで、国内の犬の登録件数が正確に把握できる。 （２）犬の登録状況が正確に管理されることで、狂犬病が発生した際に迅速かつ的確に対応するという狂犬病予防法の目的を正しく実行できる。 これらは狂犬病の発生予防および拡大防止に直結するものであり、行政の信頼性向上にも寄与する重要な施策である。特例通知の運用範囲を広げることが、狂犬病予防法の目的達成において不可欠である。	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の 7 第 1 項及び第 3 項の通知と同様の整理になります。転出通知には多くの利点がありますが、特例制度への参加については各自治体にて御判断いただくこととなります。	10
2	規則案 4 ページ10行目について、<u>今回の改正（「環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）」を「環境大臣」とすること）により、都道府県等自治体は、指定登録機関からの情報の提供が受けられなくなり、環境大臣からしか情報の提供を受けることができなくなるのか。</u>情報の提供が必要となった都度、環境省へ照会をかけることになるのであれば、迅速な回答が得られるような体制や制度の整備をお願いしたい。 第21条の11第 1 項は、都道府県、政令指定都市及び権限委譲を受けている中核市が、動物取扱業者の指導監督等を行う上で、マイクロチップ情報登録システム（現在、指定登録機関が管理運営中）から、登録された情報を得る（情報の提供を受ける）根拠であると認識している。 また、第 2 項は、都道府県及び市町村が、保護収容した犬猫の返還等を行う上で、マイクロチップ情報登録システムから登録された情報を得る根拠だと認識している。	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第21条の11の主体は、指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関のままです。御指摘の点に関しては、新設する施行規則第21条の 9 第 3 項において規定されています。	1
3	規則案 2 ページ 8 行目の「～並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地」を「<u>、登録又は変更登録を受けた犬の所在地並びにその所在地を管轄する市区町村の情報（市区町村名、住所、担当部署名、電話番号）</u>」とし、記載事項に「<u>直近の狂犬病予防注射の情報</u>」を追加してほしい。 犬の所有者が手続きを行う際に、当該情報を把握していないことがあることと、現状の特例制度の通知内容だけでは、行政側で狂犬病予防注射の実施状況と管轄の市区町村担当窓口が確認できないため。	御指摘の事項は狂犬病予防法に基づく申請に必要な事項にも含まれていないと認識しており、狂犬病予防法の特例としての通知である本件には追加いたしません。 関係省庁にも情報共有の上、頂いた御意見については今後の施策検討の参考とさせていただきます。	1
4	第21条の 9 第 3 項について、狂犬病予防法の特例制度に参加している自治体は、<u>マイクロチップ情報登録の提供を受けて、抹消（転出）手続きが可能という解釈でよろしいか。</u>新住所地の自治体の特例制度に参加している場合と参加していない場合とで手続きが変わるのか。情報提供を受けた後、自治体が行う手続きについて明記いただきたい。また、転入通知を受けた新住所地の自治体は、旧住所地が特例制度に参加している場合、旧自治体への通知が不要という解釈でよろしいか、明記いただきたい。	頂いた御意見については関係省庁とも引き続き協議してまいります。	1
5	（１）狂犬病予防法の特例制度に参加する市区町村から犬が転出した場合における、環境大臣から当該市区町村へのマイクロチップ登録情報の提供【施行規則第 21 条の 9 関係】について、<u>当該情報データの提供を受けるに当たり、本市の畜犬管理システムの改修を要する可能性があるため、その詳細について早期に教えていただきたい。</u>	環境省として、情報システムを利用する観点からの情報提供は、今後自治体へ行っていく予定です。	1
6	（３）その他【施行規則様式第 22 から第 27 まで】について、<u>犬の名前にも難読漢字や英字のものがあ</u> <u>るため、フリガナを付けるよう改正をお願いしたい。</u>	頂いた御意見については今後の施策検討の参考とさせていただきます。	3
7	犬の毛色に「逸走時に検索しやすいよう分かりやすい色を入力してください。」等の注釈を追加してほしい。	貴重な御意見としてマニュアル等の改善の参考とさせていただきます。	1

8	犬の毛色をわかりやすい色にしてほしい。（迷子になった時の検索や保護者と連絡の際にわからないため）	貴重な御意見としてマニュアル等の改善の参考とさせていただきます。	1
9	マイクロチップ情報サイトから過去の注射履歴、犬の住所地の移動履歴が分かるようにしてほしい。	御意見として承ります。	1
10	マイクロチップに関する説明事項を販売業者に義務付けることについては賛同する。しかしながら、 <u>現状では説明は行われていても登録変更手続きが実際に行われていないケースが散見されるため、販売を行ったその場で登録の変更を義務付ける仕組みが必要である。</u> 具体的には、第39条の6に「登録を受けた犬又は猫を、犬猫等販売業者以外の者に譲渡した犬猫等販売業者」という項目を追加し、単なる説明にとどまらず、譲渡・販売時に事業者が登録変更手続きを完了させる責任を明記してほしい。さらに、現行の第2項において、上記の新規追加項目に該当する事業者は対象外とする規定を設けることで運用の混乱を防ぐべきである。	御意見として承ります。	3
11	<u>マイクロチップを注射済票とみなすという項目を動物の愛護及び管理に関する法律（第39条の7）に追加することを提案する。</u> 現在、狂犬病予防法に基づき注射済票を交付する運用がなされているが、マイクロチップの普及を促進し、かつ管理の効率化を図る観点から、マイクロチップを注射済票としてみなす特例を設けるべきである。この措置により、犬の所有者や自治体の事務負担が軽減されるとともに、マイクロチップ普及率の向上が期待される。	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	3
12	現状では販売業者から飼い主にマイクロチップに関する説明は行われていても登録変更手続きが実際に行われていないケースが多いように思われる。 <u>国より販売業者、犬を譲り受けた飼い主への登録変更手続きの周知の徹底をしてほしい。</u> 転出入した際の登録変更手続きの周知を徹底することで、手続きがスムーズにできるようになり、犬の登録件数が正確に把握できるようになる。そして、災害発生時、犬が迷子になった際にも迅速かつ的確に飼い主を把握し、対応することができるようになる。 これらは災害時のペット防災、行政の信頼性向上にも寄与する重要な施策である。マイクロチップ登録変更手続きの周知を徹底することが、狂犬病予防法の目的である公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進の達成において不可欠である。	登録変更手続きが確実に行われることは重要ですので、都道府県等の協力も得て周知に努めてまいります。	1
13	マイクロチップが装着されている犬の所在地変更時、旧所在地を管轄する市町村に指定登録機関が通知することになったことに伴い、 <u>狂犬病予防法施行令第二条の2第1項の通知が行われたこととみなすことができるよう、関係法令の整備をお願いしたい。</u>	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	1
14	特例制度参加市町村への環境省からの通知について、 <u>生後90日を経過しないと市町村へ通知されない仕様の変更をお願いしたい。</u> 飼い主がマイクロチップの変更登録を正しく行っているのにも関わらず生後90日以内に行った場合は、市町村での登録の確認をおこなうことができないとトラブルにつながるリスクがあり、マイクロチップへの信頼低下にもつながると思う。	御意見として承ります。関係省庁にも共有させていただきます。	1

15	「狂犬病予防法の特例」により犬のマイクロチップが狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされる。 しかし特例制度に参加していない自治体では鑑札がなければ飼い主不明の犬であり、一定期間経って飼い主が見つからなければ処分することになる。 特例制度に参加していない自治体でもマイクロチップを確認する装置を所有している所もあることは把握しているが飼い犬と一緒に旅をしたり、散歩などで別の自治体まで移動するという例があるかと思う。 そのため、<u>特例制度に未参加自治体へ犬が行く際、もしくは迷子になる恐れがある場合はマイクロチップ特例制度参加自治体で登録されているい飼い犬であっても鑑札を装着することを義務付けることを提案する。</u> これにより、マイクロチップ特例制度参加自治体の犬が迷子になった際に飼い主の元に戻れる可能性が上がると思う。	特例参加自治体か否かにかかわらず、マイクロチップの情報を適切に登録することにより、逸走した犬及び猫が飼い主へ早期に返還されることが期待されます。	1
16	<u>速やかに全自治体に対し特例参加させ、飼い主には購入時等にその場でマイクロチップ変更登録を義務付け、狂犬病予防注射履歴を紐づけてほしい。</u>この管理をすべて環境省等で一元管理し、犬の登録100%、狂犬病予防注射100%を目指し、狂犬病予防の実効性を担保してほしい。	御意見として承ります。	1